

一般社団法人ゆにしあ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ゆにしあと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

2 当法人は、社員総会に決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、栄養状態の維持・改善の普及と振興に関する活動を行い、もって地域住民の健康増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 食・栄養サポート、栄養ケアマネジメントの実施
- 2 食・栄養サポートに関する調査及び研究
- 3 食・栄養サポートに関する情報の提供
- 4 食・栄養サポートに関するイベントの企画及び運営
- 5 食・栄養サポートに関わる専門職・地域住民の育成
- 6 食・栄養サポート関連物品・食品の紹介及び販売
- 7 その他前各号に付帯又は関連する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
2. 一般会員 当法人が実施する食・栄養サポートを受けるために入会した者
3. 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人、団体、企業

(社員の資格の取得)

第6条 正会員（以下、「社員」という。）として当法人に入会しようとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない、

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該社員を除名することが出来る。

1. 法令及びこの定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他の社員総会での決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度の末日から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することが出来る。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 1. 社員の除名
 2. 定款の変更
 3. 解散
 4. その他の法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 理事及び代表理事

(理事及び代表理事)

第22条 当法人に、理事2名以上5名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内のものについて業務執行理事として選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 3 理事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 理事が、第9条各号に該当する場合は、前項の規定に基づき解任するについて正当な理由があるものとみなす。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく社員総会に報告しなければならない。

(報酬)

第28条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 貸借対照表
 3. 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項に規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する者とする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 附 則

(委任)

第34条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、別に定める。

(特別の利益の禁止)

第35条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第36条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年2月28日までとする。

(設立時役員等)

第37条 当法人の設立時役員等は、次のとおりである。

設立時理事	池 田 百合子
設立時理事	秋 葉 恵 理
設立時理事	舟 田 篤 史
設立時代表理事	池 田 百合子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

山形県山形市沼の辺町10番26号
設立時社員 池 田 百合子
山形県山形市伊達城三丁目3番地の1
設立時社員 秋 葉 恵 理

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ゆにしあを設立のため、発起人池田百合子外1名の定款作成代理人であるHigh Field司法書士法人（代表社員 高野和明、社員 大田知哉）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年 3 月 2 日

定款作成代理人

主たる事務所 仙台市青葉区二日町13番22-404号

従たる事務所 山形市香澄町二丁目2番31号

High Field司法書士法人

代表社員 高野 和明

社 員 大田 知哉